

上山市議会会議録

第 5 2 8 回定例会

予算特別委員会

(令和 4 年 1 2 月 6 日)

令和4年12月6日（火曜日）

本日の会議に付した事件

議第54号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）

議第55号 令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

長	澤	長右衛門	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光 義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要 市	委員	棚	井	裕	一	委員
谷	江	正 照	委員	尾	形	み ち	子	委員
川	口		豊	中	川	と み	子	委員
神	保	光 一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋 巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳 朋	委員					

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長 兵 衛	市 長	山	本	幸 靖	副 市 長
尾	形	俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長	富	士	英 樹	市政戦略課長
鈴	木	英 夫	財政課長	前	田	豊 孝	税務課長
佐	藤		市民生活課長	鈴	木	直 美	健康推進課長
鏡		裕 一	福祉課長	大	澤	泰 雄	子ども子育て課長
木	村	昌 光	商工課長	安	田	紀 之	観光・ブランド 推進課長
漆	山		農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	横	戸	利 平	建設課長

須 貝 信 亮	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒 田 彰 久	消 防 長	横 戸 隆	教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博	教 育 委 員 会 長	塚 原 洋 樹	教 育 委 員 会 長
高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長	舟 越 信 弘	教 育 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	鈴 木 淳 子	監 査 委 員 会 長

事務局職員出席者

金 沢 直 之	事務局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
伊 藤 寛 人	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

午前10時00分 開 会

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は本日1日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算2件であります。

これより直ちに審査に入ります。

議第54号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）

○中川とみ子委員長 議第54号令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第54号令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度上山市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億2,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及

び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため事項別明細書により御説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書から御説明申し上げます。

27ページをお開き願います。

このたびは、特別職の補正はありませんので、一般職の補正について御説明申し上げます。

最上段の表であります(1)の総括を御覧ください。

左から、職員数、給与費、共済費及び合計であり、備考には退職手当組合負担金について記載しております。それぞれ補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

補正前と比べ、報酬、給料及び職員手当を合わせた給与費の計は、1,703万8,000円の減であります。減額の要因であります、イの会計年度任用職員の給与費については、職員数の増により増額となったものの、アの会計年度任用職員以外の職員の給与費について、育児休業取得、退職、人事異動等に伴い給料及び職員手当が減額になったことによるものであり

ます。

共済費は標準報酬等級の増などにより、208万円の増となり、合計では1,495万8,000円の減とするものであります。これに退職手当組合負担金134万9,000円の減を合わせて、一般職の職員人件費は1,630万7,000円の減とするものであります。

その他の内容につきましては、記載のとおりでありますので、御参照願います。

以上が、給与費明細書の説明であります。これから御説明申し上げます事項別明細書での職員人件費について、給与費明細書の説明と重複する部分の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、13ページ、14ページをお開き願います。

最初に、1款議会費1項1目議会費は64万円を減額し、補正後の額を1億5,803万5,000円とするものであります。職員人件費の減によるものであります。

2款総務費1項1目一般管理費は1,311万8,000円を追加し、補正後の額を6億9,127万7,000円とするものであります。人事管理費では、マイナンバーカード関係の事務量の増や、産休、育休等に対応するため、会計年度任用職員に係る人件費を増額し、職員人件費では、人事異動等に伴い増額するものであります。

8目市民生活対策費は75万4,000円を追加し、補正後の額を3,234万2,000円とするものであります。防犯対策費で児童生徒の通学時等の安全・安心を確保するため、みはらしの丘に設置されているソーラー式防犯灯7基のバッテリー交換に要する修繕料、並び

にＪＲ茂吉記念館前駅西側道路の防犯灯の灯具交換及び移設に要する修繕料を増額するものがあります。

９目交通安全対策費は２７９万６，０００円を追加し、補正後の額を３，８０８万円とするものでありますが、交通安全対策費では道路照明灯について、電気料金の高騰に加え、今後冬期間における使用量の増加が見込まれることから、光熱水費を増額し、職員人件費では人事異動等に伴い減額するものであります。

２項１目税務総務費は６３４万５，０００円を減額し、補正後の額を１億８，４５２万３，０００円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

３項１目戸籍住民基本台帳費は１，１８４万３，０００円を減額し、補正後の額を１億２，５０５万６，０００円とするものでありますが、戸籍住民基本台帳事務費では、マイナンバーカードの交付率向上対策として、申請時来庁方式及び出張申請を導入するに当たり、郵送でのカード受取りを可能にするための郵送料を増額し、令和５年３月からの住民票等のコンビニ交付開始に伴い、市役所１階に設置するキオスク端末管理用の防犯カメラ設置に係る工事請負費を措置し、経年劣化したマイナンバーカード印字システムカードプリンター及び窓口でのカード交付者数の増加に対応するための交付用機器２組などの備品購入費を措置するほか、次のページ、１５、１６ページをお開き願います。

地方公共団体情報システム機構に交付する個人番号通知書・個人番号カード関連事務委任交付金について、これまでは国から自治体を經由して交付していたものが、直接交付されることに伴い、同交付金を全額減額し、職員人件費では人事異動等に伴い減額するものであります。

４項１目選挙管理委員会費は３万６，０００円を追加し、補正後の額を９３７万２，０００円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

５項１目統計調査総務費は５万３，０００円を追加し、補正後の額を１，１５７万円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

６項１目監査委員費は１１０万３，０００円を減額し、補正後の額を１，８４３万９，０００円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

３款民生費１項１目社会福祉総務費は９５１万４，０００円を追加し、補正後の額を６億１，３９３万１，０００円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

３目高齢者福祉費は１１０万５，０００円を追加し、補正後の額を１３億８，２３８万４，０００円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

４目国民年金費は１１７万８，０００円を追加し、補正後の額を２，２７０万２，０００円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

次のページ、１７、１８ページをお開き願います。

２項１目児童福祉総務費は３８２万７，０００円を減額し、補正後の額を５億９，４０４万４，０００円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

３項１目生活保護総務費は１７５万９，０００円を追加し、補正後の額を４，９３１万５，０００円とするものでありますが、生活保護総務費で、現状では生活保護の被保護者が医療機関等を受診した場合に、医療扶助の資格確認の

ため、医療機関等に対して紙ベースで医療券、調剤券を発行しているものを、マイナンバーカードによるオンラインでの資格確認を可能とするためのシステム改修業務委託料を措置するものであります。

2目扶助費は142万6,000円を追加し、補正後の額を2億7,442万6,000円とするものでありますが、生活保護援護事業費で令和3年度の生活保護、介護扶助費の確定に伴い、国庫及び県負担金の精算返還金を措置するものであります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は947万6,000円を減額し、補正後の額を2億4,040万8,000円とするものでありますが、保健対策推進事業費では人事異動等に伴い職員人件費を減額し、診療所運営費では山元診療所において、マイナンバーカードによる保険証のオンライン資格確認導入が可能となるよう、国庫補助金を活用して、オンライン資格確認システム等の購入費を措置し、職員人件費では人事異動等に伴い減額するものであります。

4目環境衛生費は150万円を追加し、補正後の額を1億1,495万4,000円とするものでありますが、斎場管理費で電気料金及び灯油代の高騰並びに火葬件数の増加に伴い、斎場の光熱水費を32万4,000円、燃料費を117万6,000円それぞれ増額するものであります。

次のページ、19、20ページをお開き願います。

6款農林水産業費につきましては全て職員人件費の増によるものでありますので、一括説明とし、補正後の額につきましては省略させていただきます。

1項1目農業委員会費は19万4,000円

の増。

4目畜産業費は80万円の増。

2項1目林業総務費が4万1,000円の増であります。

7款商工費1項1目商工総務費は521万5,000円を減額し、補正後の額を1億397万4,000円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

2目商工業振興費及び4目観光物産費につきましては補正額はありますが、相互に財源更正を行うものであります。

4目観光物産費において、コロナ禍における宿泊業に対する市独自の支援策として、1億2,000万円の宿泊支援事業費補助金を予算措置し、9月から事業を開始しましたが、10月1日から国の全国旅行支援による宿泊割制度が開始されたことに伴い、年度内での執行が見込めない状況となりました。このため、執行済みの1,800万円を除いた残額1億200万円を令和5年度に繰り越して執行できるよう、同補助金の財源として充当していた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億円のうち、執行分である1,800万円を除いた8,200万円について、2目商工業振興費において予算措置をしたキャッシュレス決済ポイント還元事業に充当する財源更正を行うものであります。

5目観光施設費は80万円を追加し、補正後の額を1億3,363万7,000円とするものでありますが、観光施設管理費で電気料金高騰に伴い、アビヤント・K及びかみのやま温泉駅駐車場の光熱水費を増額するものであります。

8款土木費につきましては全て職員人件費の増減によるものでありますので、一括説明とし、補正後の額につきましては省略させていただきます。

ます。

1項1目土木総務費は355万6,000円の増。

次のページ、21ページ、22ページをお開き願います。

2項1目道路橋梁総務費は103万2,000円の増。

4項1目都市計画総務費は226万6,000円の増。

2目公園費は17万2,000円の増。

5項1目住宅管理費は28万2,000円の減であります。

9款消防費1項1日常備消防費は227万8,000円を減額し、補正後の額を3億7,398万6,000円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

10款教育費1項1目教育委員会費は212万8,000円を減額し、補正後の額を1億3,675万5,000円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

次のページ、23、24ページをお開き願います。

2項1目学校管理費は279万2,000円を減額し、補正後の額を7億796万円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

3項1目学校管理費は5,765万2,000円を追加し、補正後の額を1億6,687万4,000円とするものでありますが、中学校整備事業費では宮川中学校校舎及び体育館のトイレを全て洋式化するほか、車椅子利用者や乳幼児を連れた利用者が利用しやすいよう体育館にバリアフリートイレを新設するための工事監理委託料及び工事請負費を措置し、職員人件費では人事異動等に伴い増額するものであります。

4項1目学校給食費は21万5,000円を減額し、補正後の額を3億1,439万6,000円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

5項1目社会教育総務費は254万円を減額し、補正後の額を7,595万4,000円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

6項1目保健体育総務費は606万8,000円を減額し、補正後の額を3,209万7,000円とするものでありますが、職員人件費の減によるものであります。

次のページ、25、26ページをお開き願います。

4目蔵王坊平アスリートヴィレッジ費は100万円を追加し、補正後の額を4,112万6,000円とするものでありますが、蔵王坊平アスリートヴィレッジ振興費で、夏休みにおける高校生などの合宿利用の増に加え、令和5年2月に開催される全国高校総体クロスカントリースキー大会を控え、さらに多くの合宿利用が見込まれることから、合宿利用者支援事業補助金を増額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻しまして、11ページ、12ページをお開き願います。

最初に、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は434万3,000円を減額し、補正後の額を4億9,597万3,000円とするものでありますが、個人番号通知書・個人番号カード関連事務委任交付金に充てる個人番号カード交付事業費補助金を全額減額し、マイナンバーカード交付事務に対する個人番号カード交付事務費補助金を増額計上するものであります。

す。

2目民生費国庫補助金は175万9,000円を追加し、補正後の額を3億605万1,000円とするものでありますが、生活保護システムの改修に対する社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は42万9,000円を追加し、補正後の額を9億4,800万8,000円とするものでありますが、山元診療所のオンライン資格確認設備の整備に対する医療提供体制設備整備交付金を計上するものであります。

6目教育費国庫補助金は1,706万9,000円を追加し、補正後の額を2,323万2,000円とするものでありますが、宮川中学校のトイレ改修工事に充てる学校施設環境改善交付金を計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は258万6,000円を追加し、補正後の額を13億3,831万8,000円とするものでありますが、財政調整基金取りくずしを増額計上するものであります。

22款市債1項6目教育債は2,850万円を追加し、補正後の額を6億1,230万円とするものでありますが、宮川中学校のトイレ改修工事に充てる市債を計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明申し上げます。

前に戻りまして、5ページをお開き願います。

このたびの補正は追加2件であります。

7款商工費1項商工費新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）の1億200万円につきましては、宿泊支援事業費補助金について、全国を対象とする国の宿泊割制度が10月より開始されたことに伴い、年度内での執行

が見込めないことから、一部を繰り越すものであります。

10款教育費3項中学校費、中学校整備事業費の5,520万円につきましては、宮川中学校のトイレ改修工事について、年度内完成が見込めないことから全額を繰り越すものであります。その結果、補正後の繰越明許費は13億9,725万円とするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

このたびの補正は追加6件であります。

市長・市議会議員同時選挙費につきましては、令和5年4月執行予定の選挙執行経費において、令和4年度から執行する必要がある経費について設定するもので、令和4年度から令和5年度までを期間とし、478万円を限度額とするものであります。

次の5件につきましては、いずれも指定管理料について、令和4年度から令和9年度までを期間とし、限度額を定めるものであります。

総合子どもセンター「めんごりあ」指定管理料3億8,312万円、上山城指定管理料1億6,775万円、体育文化センター以下6か所9施設の体育施設等指定管理料を3億5,074万9,000円、上山市蔵王坊平総合交流促進施設以下3施設の蔵王坊平施設指定管理料1億675万円、蔵王猿倉イベントパーク指定管理料355万円と定めるものであります。

次に、第4表地方債補正について御説明いたします。

次のページ、6ページをお開き願います。

このたびの補正は変更1件であり、限度額の変更であります。

中学校施設整備事業で補正前の額に2,850万円を追加し、補正後の額を4,010万円

とするものであります。

その結果、地方債全体では補正後の限度額を11億6,060万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為及び地方債は歳入と併せて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、1款議会費、2款総務費についての質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 2款総務費の市民生活対策費の中で、防犯対策事業についてお伺いをいたします。

これについては、子どもたちの通学路の防犯灯がついていなかったということで、これについては早速手当ををしていただきまして、大変ありがとうございます。

ただ、これからますます暗くなりまして、子どもたちの夕方の通学が非常に不安だというような声もあります。この工事について以前にUR機構の中でバッテリー型の防犯灯を設置しておって、そのバッテリーが全て腐食してしまったということですが、これについて以前の話では、交換できないというようなお話もちょうと伺ったんですが、これについては交換が可能だったということなのか。

そして、もう1点はこの事業はいつ終了するのか、この2点についてお伺いをいたします。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 みはらしの丘に設置されています防犯灯につきましては、委員おっしゃるとおりこのたびバッテリーの交換をするものでございます。以前も点検をしたというこ

とでございましたが、改めて防犯灯の点検をいたしまして、バッテリーの交換が可能だということで判断をしたものでございました。

修理の期間につきましては、なるべく短時間で終わらせるようなことで、施工業者のほうと調整をさせていただきたいというふうに思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○谷江正照委員 私も2款の部分でございます。交通安全対策費であります。道路照明灯電気代の値上がり大変頭の痛いところであります。本市内におきまして、この道路照明灯の数、また現在本市が取組を進めている省エネですとか、脱炭素、LED化なども、どの程度進んでいるのかお示しいただきたいと思います。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 道路照明灯でございますけれども、全体で300灯ほどございます。そのうちLED化を済ませておりますのが20灯、今後も灯具の交換等の機会を通じてLED化のほうを進めてまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、3款民生費、4款衛生費についての質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 18ページの民生費の生活保護に関してですけれども、医療扶助を利用する場合、これまで市役所での申請手続きが、マイナンバーカードの利用によって利便性が向上するという、こういうことだと思えますけれども、そもそも今生活保護受給者の方々にマイナンバ

ーカードの取得率というのはどれぐらいになっているか。

あともう一つ、マイナンバーカードを持っていなくても、これまでどおり紙の申請が可能なかどうかお示してください。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 生活保護の受給者のマイナンバーの交付率ですが、現在生活保護受給者は178名おりまして、マイナンバーカードを持っている方が67名で、率にすると37%です。マイナンバーの取得について、現在働きかけをしているところです。

医療扶助の適用なんですけれども、この医療扶助の適用、令和6年の3月からの施行に向けて、システム改修を令和4年度と令和5年度で進めるものなので、まだまだ期間もありますし、令和6年3月以降もマイナンバーをお持ちでない方も、これまでどおり医療機関のほうは受診できることになっております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 確認したいんですが、法律ではマイナンバーカードの取得は、あくまでも任意であって、義務ではないというのが法の精神だと思うんですけれども、これが今いろんな医療保険とかのひもづけで、実質義務化みたいになっているんですけれども、今後のそういう例えば生活保護の方に対する説明としては、義務化になるんだとか、そういうような説明になるんでしょうか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 義務化という説明よりも、現在生活保護受給者の方は、国民健康保険に加入できないことになっていて、多くの方が保険証をお持ちでないです。保険証を持っていないことによって、医療機関に受診するときに窓口

でいろいろ手続きが煩雑であったり、福祉課に受診の前に連絡をいただいたり、福祉課で医療機関に受診の旨を電話連絡したりと、あと保護者の方も保険証がないことによって、医療機関の受診をためらうまではいかないですが、なかなか難しいというふうに考えておる方もいるので、そこをスムーズに医療機関を受診しやすくするための方法としては、いい制度の改正だというふうに認識しております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 利便性が増えて、決して義務化ではないんだというところで、まず理解しました。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 今のでちょっと確認だけ福祉課長にお願いしたいんですけれども、被保護者は自由に医療機関を選んで、勝手に行くことはできないですね、この新しい制度になったとしても。マイナンバーカードを持っていなくても、事前に福祉課に承諾を得るという作業が続くということですか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 委員おっしゃるとおり、福祉課に連絡をして、どこの医療機関に、どういう症状でかかるかということは、初診の場合に限り連絡をいただくことは今後必要です。ただし、継続で治療する場合、医療機関の窓口での戸惑いとか、受診の煩雑さということは軽減されるというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、6 款農林水産業費、7 款商工費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、8 款土木費、9 款消防費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、10 款教育費についての質疑、発言を許します。高橋要市委員。

○高橋要市委員 中学校整備事業費ということで、約5,500万円計上され、宮川中学校のトイレの改修ということで、洋式化なされるということでございます。

中学校自体、非常に老朽化した学校でありまして、その中でもトイレは、特に衛生面で大切なものであるというふうに考えております。そういった意味で、トイレの整備というのは生徒及び関係者にとって非常にありがたいというふうに思っておられるかと思いますが、事業に伴って、例えば中学校の規模、そういったものもあろうかと思えます。

それで、今現在の便器を洋式化するということで、その数の変化とか、あるいは中学校のトイレ内の便器以外の設備というか、そういったものに対しての改修などは考えておられるのかどうか、そこをお示しいただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 便器の数につきましては、生徒数、及び職員数の利用者数に応じまして、変更する予定でございます。

まず、小便器につきましては現在24基から14基に、大便器につきましては32基から2

1基に、こちら体育館も含めた全体の数ということで、それぞれ変更する予定でございます。

そのほか便器のほかには、床の改修、段差改修、それから衛生面を考慮しまして乾式化の床に変更する予定でありまして、そのほか洗面台の自動水栓とか、照明のLED化とも併せて行っていく予定でございます。

○中川とみ子委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 特に臭いなども多少気になっているというような状況もございましたので、そういった全面的な改修ということで大変ありがたいというふうに皆さん思っておられるのかなというふうに思います。

体育館なんですが、バリアフリー化されるということで、体育館はそれほど古くはない建物であるという認識ですけれども、バリアフリー化というのも災害時の避難所になっていたりとか、あるいはその他各団体も利用しているということで、そこも大変有意義な整備事業なのかなというふうに思いますが、今後例えば小中学校、北中とか南中とかそういったところも進めていく予定があるのか、あるいは体育館についても、避難所になっている体育館も非常に多いかと思えます。そういったところも順次バリアフリー化を進めていくのか、そういった考えがあるのかどうかをお示しいただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 小中学校のトイレの洋式化でございますが、現在上山小学校と宮川小学校は洋式化が進んでいる状況でございます。その2校以外につきましては、令和4年度、今年度においてこのたびの宮川中学校、それから北中学校の洋式化に向けた設計業務を行っているところでございまして、令和5年度以降順次そ

のほかの学校につきましても、体育館のバリアフリー化も含めて、整備を進めていきたいという考えでございます。

○中川とみ子委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 ありがとうございます。そして、10年前に宮川小学校が、東小学校から改装されたときに当時和式のトイレだったのを洋式化されて、その中で和式を少し残そうという考えがあって、そのような状況になっているかと思えます。

このたびあるいは今後またその和式は残していくというような考えがあるのか。あるいはないとするれば、10年前とどのような違いがあるのかということを1点お示しいただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 基本和式は残さないで全てこれから洋式化というふうに考えております。今の児童生徒、子どもさんたちはもう洋式に慣れておりますので、和式という需要がないということもございますので、全て洋式にしていきたいと。

ただ、先ほど委員からありましたように、宮川小学校一部和式残っておりますけれども、それはまずそのままでいきたいという考えでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。石山正明委員。

○石山正明委員 ただいまの宮川中学校のトイレの改修についてでございますが、数について、今、大便器のほうが32基から21基に減らすというようなお話がございました。そのトイレのスペースの大きさについては今のままなのか、それとももうちょっと幅を広げるのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 このたびトイレの便器の数減らしますけれども、それぞれの便器スペースにつきましては余裕を持って、大きめに造っていく予定でございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入並びに繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての質疑発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第54号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第54号令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

## 議第55号 令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）

○中川とみ子委員長 次に、議第55号令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔須貝信亮上下水道課長 登壇〕

○須貝信亮上下水道課長 命によりまして、議第55号令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、令和4年度上山市下水道事業会計予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費に46万3,000円を追加し、3,978万3,000円とするものであります。

人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

給与費明細書最上段の（1）総括で御説明申し上げます。

補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

給料は10万9,000円の増、職員手当は25万7,000円の増、共済費は9万7,000円の増、合計では46万3,000円の増とするもので、いずれも人事異動に伴う増額であります。

各内訳などのその他の内容につきましては記載のとおりでありますので、御参照願います。

2ページを御覧ください。

令和4年度上山市下水道事業会計実施計画

補正について御説明申し上げます。

収益的支出について申し上げます。

1款下水道事業費用1項営業費用において、1目管渠費委託料から4目総係費に46万3,000円を流用するものであります。

6ページの資料、令和4年度上山市下水道事業会計補正予算見積書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第55号令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 閉 会

○中川とみ子委員長 以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時44分 閉 会